徳島地方裁判所委員会(第21回)議事概要

1 開催日時

日時 平成29年10月30日(月)午後2時00分

2 開催場所

徳島地方裁判所大会議室

3 出席者(各50音順)

井上孝志委員,大島眞一委員(委員長),川畑公美委員,栗栖聡委員,島内保彦委員,中村秀美委員,浜尾克也委員,町田聡委員

4 議事

- (1) 開会
- (2) 所長あいさつ
- (3) 委員紹介等
- (4) テーマ「民事調停について」の導入説明 手続説明 ロールプレイ 模擬民事調停
- (5) テーマ等についての意見交換 下記5のとおり
- (6) 次回開催期日,テーマ等 追って決定
- (7) 所長あいさつ
- (8) 閉会
- 5 意見交換について (○:委員,□:説明者もしくは裁判官の職にある委員) 要旨

テーマ「民事調停について」

- ○: 先程,調停室や待合室等を見学しましたが,昨年11月に庁舎が新営されたこともあり,全体的に新しく清潔感もあり,来庁者にとって利用しやすいのではないかと思いました。
- ○: 裁判所は怖くて入りにくいという印象があったのですが、先程、調停室等 を見学したところ、明るくて、これなら入りやすいという印象を持ちました。
- ○: 私は自治体で勤務していますが、相談室や待合室といったものは、大体今回見学したようなものではないかと思います。
- ○: 調停に出席する当事者は緊張した精神状態にあると思われるので、例えば、 部屋の中に花を生けておく等、もう少し和むような、普通の人がリラックス して話しやすい雰囲気作りがされていれば良いと思いました。
- ○: 先程の交通事故事案の模擬民事調停では、調停委員役が論理的に責任割合 を当事者に提示していましたが、市民感覚からすると、もっと当事者の感情 面も含めて話を調停委員に聴いて欲しい、分かって欲しいという部分もある

ような気がします。当事者の感情面への関わり方について裁判所はどのように考えていますか。

- □: 民事調停では、当事者が自分の思いを話したから、条件面については譲歩 しようかということはよくあります。そのため、調停においては、まず当事 者の話をしっかり聴くのが基本になります。今回の模擬民事調停では時間の 関係上、感情面の整理部分は割愛しましたが、現実の調停ではもっと時間を 割いています。
- ○: 当事者の話を丁寧に聴くことによって当事者と調停委員との信頼関係が築けるということでしょうか。
- □: はい、そのとおりです。
- ○: 調停での合意というのは、当事者の感情面も含めての合意ということになるのでしょうか。
- □: はい, それが大事だと思います。
- ○: 普段から裁判所を利用している弁護士の立場から感想を述べますと、裁判 所の旧庁舎に比べると、新庁舎は相当明るく雰囲気が良くなったなと感じて います。

模擬民事調停は40分程度のシナリオでしたが、実際はこのシナリオであれば2時間程度の時間を要し、調停委員も相当御苦労されているのではないかと思います。今回のシナリオでは、調停委員がすぐに裁判官と相談していましたが、実際の調停では、調停委員の知識と経験が豊富で調停委員に任されている部分が大きいです。また、昔の民事調停に比べると、例えば建築関係であれば建築士の資格を持った調停委員等、専門知識を有する者が任命されたり、調停委員間で自主研修を行い技能を高めたり等、調停制度において調停委員の役割が上手く果たせるよう運用されているのではないかと思います。

- ○: 調停が成立し、合意条項を読み上げる場面では、双方の当事者は調停室の中で対面して座るのですか。
- □: 基本は裁判官の両脇に調停委員、右隣の調停委員の横に裁判所書記官が座り、裁判官の向かい側に申立人、相手方に座ってもらいます。ただし、例外的に当事者双方の感情の対立が激しい場合には、申立人、相手方交互に調停室に入室してもらい、合意条項の確認をすることもあります。
- ○: 民事裁判であれば、双方の主張に過去の判例を踏まえて結論となる判決を 導き出していくのだと思いますが、民事調停の場合も過去の調停例を参考に しながらある種の相場観の中で合意内容を決めていくのでしょうか。
- □: 相場観のようなものはあります。例えば、交通事故であれば、過失割合は 事故形態に応じた判例の蓄積によって基本となる割合がありますので、それ を当該事案で修正する要素があるかどうかを検討していくことになります。 また、車体の修理費用については、見積書記載の修理箇所及び修理費用に疑

問がない限り、見積金額を認めていく方向になると思われますが、見積書の 金額について反対当事者が争う場合、もっと安い見積額の見積書を調停で提 出され、それをどう調停委員会として判断するかという場面もあります。

- ○: あくまでも話し合いでの合意内容なので効力についても緩やかなものかな と思っていましたが、判決主文と同一の効力があるというのは初めて知りま した。
- ○: 調停では、事案に応じてそれに適した調停委員を選任するのですか。
- □: はい,例えば,交通事故調停であれば,元損害保険会社社員,元警察官といった交通事故に関する専門的な知識を有する調停委員と元会社役員や元公務員のような一般的な知識を有する調停委員を組み合わせています。また,建築関係調停のような,専門的で高度な法律知識を有しなければならない事案では,建築士等の専門家と弁護士資格を有する調停委員を組み合わせたりしています。
- 〇: 裁判官と調停委員の評議の場面で意見が対立したとき、最終決定はどのようになるのでしょうか。
- □: 民事調停規則第19条に「調停委員会の決議は、過半数の意見による。可否同数のときは、調停主任の決するところによる。」と規定がありますので、これによることになります。ただ、現場において、裁判官と調停委員との間で意見が齟齬することはあまりありません。仮に、意見が一致しなければ、議論を尽くして意見の集約を図っていきます。また、例えば、交通事故事案であれば事故形態に応じた過失割合について裁判例の知見のある裁判官の意見を、他方、医療や建築事案であれば医師や建築士等、専門知識を有する調停委員の意見を相互に尊重しますので、意見が最後まで対立するというケースはありません。
- 〇: 模擬民事調停では争いとなるポイントを絞ったこともあり調停条項は7項目でしたが,事案によってはかなりの項目数になることがあるのでしょうか。
- □: はい、調停申立書に直接記載された争いだけではなく、そこから派生する 問題も含めて一挙に解決を図る場合には調停条項の項目も増えることになり ます。調停制度の長所は、裁判と違って、調停申立書の申立ての趣旨に記載 されている事項だけではなく、それ以外の部分も含めて一括して解決を図る ことができる点にあります。
- ○: 1件当たりの平均的な調停の開催回数と申立てから終局までに要する期間 はどのようになっていますか。
- □: 昨年の当庁における1件当たりの平均的な調停の開催回数は、おおよそ2回で、9割近くが3回までで終局しています。また、申立てから終局までに要する期間については、約9割の調停が申立てから6か月以内に終局しています。
- ○: 調停の成立率はどのようになっていますか。

- □: 昨年の当庁において終局した事案のうち、約4割が成立で終了しています。
- ○: 今回のシナリオのような交通事故事案であれば、ある程度ルールも明確で落としどころも合意を得やすいと思われますが、医療事案であれば調停委員に対する信頼度が相当高くなければなりませんし、落としどころも難しく事案の性質によって調停の成立率の高低が出るのかなと感じました。

調停申立件数が減少しているということですが、交通事故事案についてはどのようになっていますか。

- □: 当庁において,交通事故調停は若干の変動があるもののほぼ横ばい状態です。最近は,自動車任意保険に弁護士費用特約を付けている場合が増え,弁護士を選任するケースでは,話し合い解決の調停ではなく裁判を利用する傾向が強いです。
- ○: 弁護士として意見を言いますと、そもそも調停は弁護士を選任しなくても 一般の方でも利用しやすい制度設計としているので、弁護士を選任する人や 自動車任意保険の弁護士費用特約を利用する人は、話し合い解決の調停より も主張、立証関係で判断を求める民事裁判を選択する傾向があります。
- ○: 調停制度をより多くの人に認知してもらうためには、テレビや新聞で取り上げてもらったり、人目に触れる場所にポスターを貼ってもらうというような取組が良いのではないでしょうか。
- □: 昨年度,当庁で今回と同様の模擬民事調停を開催し,市民の方31人の参加があり,それを地元のニュース番組で取り上げていただきました。地道ではありますが、現場でも調停制度の広報活動に取り組んでいるところです。
- ○: ある程度、専門的な知識を持ち、調停委員の前で自分の考えを述べられないと、その人にかかる負担が大きく、調停制度を利用しにくい一因になるのではないかと思いました。他方、調停で合意した内容は、裁判の判決と同一の効力があることの認知度が高まれば、調停手続の利用者がさらに増えるかなと思いました。

私の勤務する大学でも、担当教授がゼミ生を連れて、刑事裁判の法廷見学に参加させてもらっていると聞いています。裁判所といえば、テレビドラマの影響もあり刑事裁判のイメージが強いのですが、見学の際、民事調停の現場、調停の現場の見学ができないのであれば模擬民事調停を盛り込むことができれば調停制度の良い広報活動になるのではないでしょうか。

- ○: 裁判所の民事調停のチラシに「事件に応じた解決」と表記がありますが、 一般市民からすると「事件」というと刑事事件を連想します。こういう表現 方法を工夫していくことも広報活動をしていくうえでのポイントになると思います。
- □: 裁判所では、民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件と呼んでおります。 一般の方からすれば、事件といえば刑事事件と思われるところがあるかも知 れません。

○: こういったチラシを作成する場合にも、一般の方の意見を聞けば、より市 民感覚に近いものができるのではないでしょうか。